鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定に対する意見内容と市の考え方

No.	意見内容	市の考え方
1	神奈川県下水道協会が発行する合格証又は修了証の写しを提出条件とするのであれば、屋上屋を架す市の登録制度、手続きは不要です。むしろ、今回の条例改正は遅過ぎたと思います。	申請者の利便性向上と事務の効率化を図るため、責任技術者登録制度の廃止に向けた手続きを進めております。今後も、社会情勢や時代の変化を踏まえ、適時適切な制度の見直しに努めてまいります。
2	パブリックコメント募集について 鎌倉市意見公募手続条例があるとはいえ、今回の募集は不要と考えます。以下理由を述べます。 ①責任技術者のスキルがどの程度のものであるのか一般市民には解りません。 ②登録手続きを理解するのは鎌倉市の下水道指定工事店規則を理解しなければなりませんが、この規則は下水道施工業者に必要なものであって、市民に直接的に関係のあるものではありません。	今回の条例改正は、責任技術者や下水道指定工事店に関係する内容です。また、市民の皆様がご自宅の排水設備を新設する場合などには、責任技術者が所属する下水道指定工事店に設計や工事を依頼していただく必要があることから、市民の皆様にも関係するものです。 このため、本改正は、鎌倉市意見公募手続条例に定める意見公募の対象である「市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃」に該当すると判断し、意見公募を実施しました。
3	責任技術者の認定の出題問題を２～３程度教えてください。以前宅地内の高低差の問題は見たのですが。	排水設備工事責任技術者試験については、神奈川県下水道協会が、公益社団法人日本下水道協会の作成した試験問題を採用しています。試験科目は、排水設備に関する関係法令のほか、排水設備の調査（測量）、設計及び施工に関する内容です。 試験の出題形式や試験問題の例については、公益社団法人日本下水道協会のホームページをご覧ください。 排水設備工事責任技術者試験（出題形式・試験問題例） http://www.jswa.jp/works/management-public/test_format